

平成27年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成27年3月3日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年3月10日 9時30分			議長	末次利男
	散会	平成27年3月10日 14時30分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席10名 欠席0名 欠員2名	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	6番	平古場 公子	7番	牟田 則雄	8番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環 境 水 道 課 長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農 林 水 産 課 長	新 宮 善 一 郎		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	大 串 君 義		
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長	土 井 秀 文		
	企画商工課企画情報係長	毎 熊 賢 治	企画商工課商工観光係長	中 溝 忠 則		
	財 政 課 長	川 崎 義 秋	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	町民福祉課福祉係長	田 中 照 海	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	野 田 初 美		
	町民福祉課戸籍年金係長	森 川 陽 子	学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	野 口 士 郎		
健 康 増 進 課 長	田 中 久 秋	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成27年3月10日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 教育長の給与に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 不動産の取得について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成26年度太良町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |

日程第21 議案第21号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

日程第22 議案第22号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第23 議案第23号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（末次利男君）

日程第1. 議案第1号 太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

この条例の制定につきましては、いろいろ教育委員会の改革ということがあるということをお手元に配付しております。先週私達にも説明してもらいました。

それで、本町の場合、来年の12月の末ぐらいに教育長の任期が切れると。そこで、今までの教育長と教育委員長とあと教育委員の方3名、全部で5人というところが教育委員長の職がなくなって教育長と委員の4人ということになるとお聞きをしました。

それで、まず教育委員会の制度改革が行われたのは、これは昨年ですかね、大津のいじめ問題が起きましたときに教育長と教育委員長の責任というのが明確にならなかった、これはどうしたものかというのが引き金になったと私は記憶しております。

それで、いじめ問題とか自殺事案があった場合、これからそういう新体制になった場合、どういう対処をされていくのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

現行の制度では教育委員長、教育長、教育委員会に2名ということになります。実務の長で教育長ということでございます。そういったとき今後、先ほど議員おっしゃったように、今の現教育長の任期が来年の12月でございますけど、それまでは今までの体制ということになります。その後については、新教育長については町長が任命すると、それは教育委員長と教育長をあわせたところで新しい教育長を任期の後には常勤の特別職ということで教育長と

いう立場で任命をいただきます。

現段階におきましては、教育長が実務のトップということで教育委員会と教育長と連携したところでその期間まではそういった責任問題ということについては対応をしていくということになると思います。その後につきましては、教育の大綱というのを4月以降に作成する総合教育会議というものを設置するようになってきますので、その後、首長が新しい教育長を任命するということになってきますので、その辺については現段階では今のような改正内容になってくるということでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

課長、的確に答弁をしてください。いじめの対応はどう変わるのかということですよ。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えいたします。

滋賀県の大津の問題というようなことで、責任の所在がきちっとしていなかったと、いわゆる教育委員長が最高責任者なのか、教育長が責任者なのかというようなことで明確化がなく時間だけが過ぎていったというようなことで、責任の所在の明確化ということで国がこういう方針を打ち出したというふうに思っております。

だから、いじめ問題かれこれのときには緊急に教育委員会を開催したり、それからいじめがあったのかどうなのかということも教育委員会が直接責任を持って検証に当たると、そういうシステム構築のためというふうに思っております。

○1番（田川 浩君）

そうしますと、次に、今、課長のほうから出てきました総合教育会議を設置して、首長と教育委員会で決めるということでした。

そして、ちょっと1点聞きたかったのは、総合教育会議で教育行政の大綱を決めるということになるんですけども、ちょっと私がわからなかったのは、これは町長があくまでリーダーシップを持ってこの大綱を決められるのか、それとも教育長と町長が対等な立場でもって進めていかれるのか、これはどうなんでしょうかね、いかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

大綱の策定につきましては、首長と教育委員会が協議、調整をして首長が策定するとなっております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ということは、首長がリーダーシップを持って策定されるということでもいいですね。最後の問題です。

新体制になった場合、新たな教育長が決まると思いますね。それと、職務代行者というのは現在もいらっしゃると思いますけれども、現在の職務代行者がまだ筆頭があるなら筆頭というのがどういう、例えば、今、教育長がいて教育委員長がいますよね。教育委員長の職務代行者、教育長の職務代行者がおられると思うんですけれども、その筆頭とかを含めてどうなっているのか。それと、新しい制度になった場合にはどうなるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

基本は教育長の任期がベースになってきます。それまでは同じ状態の教育委員会という流れでいきますけど、その後につきましては、教育委員長と教育長が合わさった新しい教育長ということが議会で議決されれば、教育長職務代理者という流れで教育委員4名の中で、そこで決定をしていただくということになります。

したがって、それまで教育委員長だった方が教育長職務代理になられるかというのは、その教育委員会の協議の中で決定するものと思っております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

じゃ、職務代行者というのは1名ということですよね。

○学校教育課長（野口士郎君）

1名でございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

まずは、今回の改正に至った経緯をちょっと説明してください。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第12号議案、これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ということで関連がっております。議員御指摘の経緯でございます。

先ほど教育長の答弁にもありましたように、今回、法を大きく改正するというような経緯については大津でのいじめの問題が発端でございます。自殺の案件が発端となりまして、要するに教育長、教育委員長、教育委員会の対応が後手後手になったということで問題が、要するに不手際が大きく目立ったということで国が教育問題に大きく踏み込んで、今回、教育行政の責任の明確化とそういった迅速性、危機管理の問題の構築を全自治体に促すというようなことで、経緯についてはそういった流れでございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

改正後のポイントとして、今までと今からはどう違うのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

現行と改正後はどう違うかということですが、改正後のポイントは大きく4つございます。

1つ目は、先ほどから申し上げていますように、教育委員長と教育長の一本化をした新しい教育長の設置でございます。これにつきましては任期3年ということでございます。

教育長のチェック機能の強化と会議の透明化が2点目でございます。

3点目が全ての地方公共団体に総合教育会議を設置し、これについては首長が招集をするということになります。

4点目ですが、教育に関する大綱を首長と教育委員会が協議し首長が策定をすると、これが大きな4つの改正のポイントでございます。

現行と改正後の制度の違いですが、現行につきましては教育委員として議会の承認同意を得て教育委員長、また教育長については教育委員会において選出をするとなっております。新制度におきましては、教育委員長、教育長を一本化し新教育長となりますので、これは首長が直接新教育長については任命できるようになります。任命責任の明確化がここにあらわれてくるものと思っております。

今度の4月1日からの改正となりますが、現教育長の任期がある場合は、それまでの間は現行の取り扱いを行うということでございます。その後、任期が来られた場合は、教育委員としてではなく、常勤特別職の教育長と、新たな教育長ということで議会の議決を得るような流れになります。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと説明が結構わかりにくいんですが、今までは一般の感覚として、教育長は教員とかそういうのを含めて、執行部側の人かなという考えがあって、教育委員長は父兄のちょっと代表的な、感覚的にそういう感覚が今まであってきて、教育長を教育委員のほうでチェックができる場所があったかなという感じもあったんですが、今回、一本化となったら、今までも学校であったことがなかなか表に出にくいということで、いじめ問題とかなんとかいうごたつとも深く浸透してああいう大きな問題に発展していったというあれが、大体ほとんどの子供の問題の原因はそこら辺が、今まで報道されておるのはほとんどそうですもんね。そいぎ、今度は教育長が1人になったら、そこら辺が両方の責任をちょっと自分でするとなるぎ、ますます表に出にくくなる可能性があるんじゃないかというごたつ心配があるとばってん、そこら辺はどうですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

牟田議員おっしゃったように、透明化、表に出にくいと、そういったことがないように、改正後についてはあわせた新教育長ということで首長が任命をして、首長とも連携をとりやすく、要するに風通しがよくなるような新体制になるものと、法改正はなっているものと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今までもやることはみんなやったということは言わずわけですよ。例えば、兵庫のも電話は30回もかけたとばってん、いっちょん相手とつながらんやったとか、何々をしたばってん、何々をしたばってんということは、やったということの形式上のことはみんななどの事件に対しても出てくるたいね、自分たちがやることはやったと。ところが、そこに心がない。例えば、30回電話をしたからといって、1回行たて本人に会えば済むことを電話で済まそうかという今までの姿勢が結局、ああいう大きな問題になっておる。そいけん、あれも1回かからんで、ああ、これはかからんばい、ちょっとどがんしよっとやろうかなと行たて本人に会うとれば、30回も電話ばせんで1回で済むようなことをほとんどの事件の場合の原因はそこじゃなかかと思うわけですよ。実際、決められたことをしたばってん、そこに本人と直接の接触ができなかったということがもうほとんど、そいけん、あくまで本人と接触せろというような指示をしたりなんかするところは明確に、今の説明なら、今から町長がそういう指示をする立場になるということなら、必ず本人と会うてということは、そこら辺をしっかりと責任を誰が持って誰が指示するのかというごたつとを、これで明確化できますか。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えします。

大津の場合につきまして、教育委員長と教育長と一体どちらが責任なのかと、緊急に教育委員会を招集してみたり、またいじめ問題の当該の中学校に実際にいじめはあったのかどうかと、そういうところの責任の所在が二極化していて、それが一番の混乱を招いたというような意味合いにおいて、今度の新しい制度をつくり、きちっとした責任者を決めると。それから、先ほどあっておりますように、教育総合会議ですか、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になると。また、首長と教育委員会が協議、調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有して、一致して執行に当たっていくという、こういう方向で改正がされたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第1号 太良町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、原案どおり可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第2号 太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第2号 太良町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

簡単なことなのですが、一部の改正をするという法律ではありますが、いろいろ資料の中に示してありますが、その主なところの内容説明をお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に係る法律の一部とその一部が7件の関係でございます。

1点目につきましては、太良町議会議員条例の中に「教育委員会の委員長」という文言が第18条にございます。その部分を「教育委員会の教育長」というところに改めるということでございます。

2件目が太良町振興計画審議会設置条例の一部でございます。第3条の2項の2号に「教育委員会委員」となっております。ここを改正後は「教育長又は委員」ということでございます。

3件目ですけど、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、ここで別表中の教育委員会の委員長の区分、報酬額、旅費額、ここがなくなります。ここが新制度では新教育長ということになります。したがって、下の「委員長職務代理者」のところが先ほど申し上げましたように「教育長職務代理者」ということで、金額はそのままでございます。旅費額の分をそのまま下に「副町長の受ける旅費相当額」ということでございます。

次に、4件目が太良町特別職報酬審議会条例でございます。

これにつきましては、第2条、所掌事務事項の第2条に町長及び副町長となっております。「及び副町長」のところを「、副町長及び教育長」と、特別職ということで教育長がここに含まれるということでございます。

次に、町長及び副町長の諸給与条例についてでございます。

町長及び副町長の諸給与条例というのが教育長を含みますので、町長等の諸給与条例ということでございます。趣旨の1条に「及び副町長」となっておりますところが「、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）」で後は表現しますよということでございます。

2条に「町長及び副町長」と、3条に「町長及び副町長」と、4条に「町長及び副町長」となっておりますのが改正後は第2条、第3条、第4条「町長等」という表現でございます。

次に、別表につきましては先ほど申し上げましたように別記1、現行が副町長の下は空欄になっております。次の改正後がここに教育長の額が明記されて、あとは旅費額相当については同じというような表現でございます。

次に、太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例につきましては、この経過措置の中に「太良町教育委員会教育委員長」が最初の会議を招集するとなっておりますので、ここを「太良町教育委員会教育長」と改正をしております。

最後でございます。太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の通勤手当の中に、先ほどの諸給与条例の通勤手当第4条に「町長及び副町長の諸給与条例」となっているところを「町長等の諸給与条例」と改正後はなるということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今までとは若干違うところもあるかと思うんですが、まずは18条「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるということではありますが、この場合、委員長はどのような処遇になるわけですかね。ちょっと聞き漏らしたんですが、さきの質問の中からいうと、委員長という職はもうなくなるわけですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

現松尾教育長の任期後につきましては、教育委員長というのが廃止になります。したがって、先ほど出ました教育長職務代理者というのがその後に出てこられますので、報酬の中でも教育委員長というのは一切なくなってくるということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

それから、3条の中で教育委員会の委員長の年額報酬の件ですかね、これが次の下のほうになると職務代理者のほうに変わりますが、委員長の29万2,100円はどのような取り扱いになるわけですかね、下のほうに改めるというふうになっておりますが、これは常勤になられるわけなんです、その辺は。この29万2,100円の取り扱いはどのようになるわけですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

現教育委員長の報酬につきましては29万2,100円でございます。これにつきましては、教育委員長自体が新制度でなくなるということですので、右側の改正後の教育長職務代理者と委員ということでございます。もう教育長が総括をするということで教育委員長はもう廃止ということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

そしたらば、あと教育委員長の間はまだこれは残るわけですね、この29万1,000円は。これは確認ですから、いいです。

教育長の任期が再任されてからの案であるというふうに理解しておってよかわけですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。それまでは現行の経過というか、任期までは現状の対応をするということで、新たに新教育長として議会の同意を得たら、その後は教育委員長は廃止になって新教育長ということでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

1点だけ聞いてよかですか。新制度になった場合の教育委員会の中の配分というぎちゃっ

とおかしかですけれども、どういう人選、例えば、一般からとか職員上がりの人とか、その辺の配分あたりはどのような仕組みになるんですかね。今はいろんな人たちから入れてもらっておると思いますけれども、その辺についてはどのような配分をしますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

新制度になった場合の4名さんの委員の構成ということだと思います。

現状については一般の方とか学校の先生、校長先生上がりとか女性の代表とかが入っておられますので、そういったバランスは継続していきたいと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

継続していくということは、ちょっといえば、今までどおりの委員の選任というようなことで理解してよかとですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今までどおりの流れになるものと思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第4号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

この議案第4号ですが、個人情報保護条例と、それから下のほうに書いてあります「「特

定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。」と、こういうふうにあります。この執行法人と個人情報保護条例、この辺の関係といますか、解釈の仕方といますか、どうということなのか、具体的な説明をお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、個人情報保護条例によりまして、さまざまな個人の方の情報を保護する目的でこの条例がつけられておるわけですけれども、この中の第16条というところが保有個人情報の開示義務ということで、こういう場合については必ず開示をなさよということで規定をされているところでございます。

ところで、今回の「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。」ということにつきましては、今回、独立行政法人の改革で独立行政法人通則法というのが改正されて、今まで一括で独立行政法人ということで、法律ですから通則法というのができておったわけですけれども、独立行政法人の内容がもうバラエティーに飛んでいるというか、いろんな形があるものですから、今回、改正によって3パターンに分けますということになったんですよ。本来、この個人情報の開示のところは国家公務員とか我々地方公務員とか独立行政法人、今回は行政執行法人になりましたけれども、そこにいる個人の情報あたりについては開示してもよかよというような、この16条自体がこういうことを書いてある部分には開示をしてはならないということが決めてあるわけですけれども、我々の公務員とか、それからここに書いてある行政執行法人については開示してよかですよという規定なんです。

今までこの条例の中で特定独立行政法人という名称があったんですけれども、今回、独立行政通則法というのが改正されて、独立行政法人という名称がなくなったために今回新たに行政執行法人と特定独立行政法人というが同じ中身なので、その名称に上位法が変わったためにその名称に変えます。独立行政法人通則法の第2条第2項にそれを規定してあったんですけど、それが4項に移ったために第2条第4項と修正をするということになったということでございます。

○3番（所賀 廣君）

ちょっと何が何かようわからんとですけど、例えば、この太良町を見た場合に、行政執行法人に該当する組織といますか、そういったものがあるんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

行政執行法人、以前の特定独立行政法人であります。これに該当するのが7法人あります。国立公文書館、それから国の機関ですと統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、それから製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構と、この7つがこの中に、ここで働いている人たちの分は開示してよかですよということで、

我々地方公務員、国家公務員を含めてですけれども、その規定の部分が名前が特定独立行政法人が行政執行法人と変わったので、今回、改正をされたということであります。

○3番（所賀 廣君）

あんまり太良町に関係なかごたっ法人ばかりでちょっとあれかなと思うんですが、もう1つ、これは関連したような感じで言えるのが個人情報保護ですね。この4号議案とちょっと関係なかかもしれんですけど、民生委員さんあたりの中で個人情報の開示がやっぱりある程度欲しかね、必要かねというごたっのあるわけですよ。

今、この議案を見れば、通則法の改正に伴いというふうに書いてありますが、行政執行法人のみならず、いろんなところに向けての個人情報のぎりぎりのところの開示というのも今後太良町でも必要になってくるかと思えます。さっき言いました、例えば、民生委員さんたちが情報が欲しいとか、そういったところの今後の対処、こういったところを緩和していったがよかかなというふうな考え方等があれば、説明をお願いしたいですけど。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは太良町の個人情報保護条例なので、こういう場合については開示してもよいし、こういう場合はだめですよと規定されておるわけですよ。民生委員さんたちが自分たちの活動がしやすいように、例えば、生活保護の人を教えてくださいとか滞納者を教えてくださいとか、そういうことを言われてもこの保護条例に基づいてしかできないことになっておりますので、それは幾ら民生委員さんが仕事がしやすいようになるとはいえ、生活保護の人を教えてくださいとか、そういうのは簡単には教えられないようになっておって、もしそれをぜひとおっしゃれば、これを開示してもらってもよかですかという場合に審議会にかけて、制限をかけてもらったらよろしいですよ、そういう議論をする場もありますので、そういうところで議論をするとか、開示できるか開示できないかを審査してもらうとかになりますので、そういう形をとっていただくということになると思えます。

○11番（坂口久信君）

似たような話ですけれども、この個人情報がいいのか、悪いのか、非常にいい場面もあるし、先ほど所賀議員が言うように悪い場合も非常にあります。そして、例えば、太良町のいろんな高齢者、福祉、そういう人たちを救うのに非常にマイナスの部分もあります。そういう場合、やはり先ほど課長が言われるようにすれば、もう全くお手上げというようなことたいね、細目でちょっといえば、もう全部法に引っかかるというようなことになってくるとばってん、そののにきはやっぱり今そういうシステムで、その情報も話し合っただけで開示も可能というふうな部分もあるわけやけんさ、少しはやっぱりこれは町のためですから、いろんな個人情報でありながら、町のためには余り役はせんというふうなことであれば、やっぱり執行部を含めて、町長を含めて話し合いをして、ここまではやっぱりしてやらんばいかんというふうな、

そういう弱者を救うための執行部であってほしかもんやけん、その辺のあれをある程度決めごとというぎいかんばってんが、その辺はどうかやっぱりしてやらんばいかんと思うとですけども、その辺についてはどのように考えますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは太良町だけで情報保護条例をつくっているわけじゃなく、もうこれは全国統一で、こういうことで日本国民はいきましょうという趣旨なので、そう簡単にこういう事情だから太良町は許可しますよというわけにはいかないというふうに考えております。ですから、開示できる部分がぎりぎりどこまでかという検討等は今後していかなければいけません、もうできないものはできないということで御理解をいただければと思います。

○11番（坂口久信君）

そぎゃんとはわかっつと。でけんなら、でけんということは、今さっき言いよつたい、でけんとかやけんがでけんて。そこをやっぱり弱者救済とか、そういう部分についてそれをわざわざ太良町はぎゃんしておるけんといつてよそに知らせる必要は何もなかわけですよ、こそつと隠れて、隠れてというぎ、変な言い方ばってん、やっぱり町長を含めていろんな民生委員さんたちも今さっき所賀議員が言うように、いろんな困った部分が大抵あるわけやけんさ、その辺についてはやっぱり、何かというぎ、余り言われんとばってん、いろんな情報が流れてしまいよつよ。そういう状況の中で、これだけばねそがん守るということ自体がちょっとおかしかとじゃなか。

そこんにきはやっぱり上手にという変な言い方になってくるとばってん、やはりいろんな情報がもう蔓延しておる。我々の情報なんて全部公開と同じような状況の中で、少しのそういう弱者対策に対するやはり公開というのがこそつと、こそつと言うぎいかな、ちょっと言葉が悪かですけども、そういう対策はでけんかということやけん、その辺は上手にあなたたちも答弁すればよかことじゃけん。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、総務課長がちょっとる説明したわけですけども、議員がおっしゃっているのは私も十分わかっております。そういったことで、例えば、仮に縁結びの話を持っていくにしてもなかなかやりにくいといったところもそういった保護条例があるがためにできないということも聞いております。

ですから、これは先ほど言いましたように、審議会に諮って、やはり町ではある程度のそういった了解のもとに、ここだけは開示をしていこうとか、具体的にもう少し内容を詰めて協議をやってみたいとは思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そいけん、そのくらいの責任は持つよて、執行部、町長を含めて、例えば情報を公開したと。責任なら俺がとってよかけんやれと、そのくらいの気持ちがありますかどうか、町長。

○町長（岩島正昭君）

確かに、これは今、災害等々でもう予期せぬ状況がありますから、民生委員さん、あるいは消防等々に審議会の中に入れていただいて、結局介護者とか、あるいは身体障害者等々は了解をいただいて公表をしておかんことには、いざという場合は救済でけんわけですね。だから、そこら付近はもう原則論は原則論ですけれども、そこらの運用等々で審議会等で諮っていきたいというように思います。

○7番（牟田則雄君）

関連の質問になりますが、例えば、保護条例で今一番のあれは、火事のできたごたつときに、もう全然その名称は言わんで言われても、全くちょっとふだんそういう使い方になれておらんもんやけん、我がうちの親戚が火事でも全くわからんわけですね。そいけん、これは何か今のほかの民生委員さんの話も含めて、本人の意思確認ができたらできるというような、何かそういう内規でも決められるようなことがあれば、例えば、うちは一軒城やけん、うちが燃えておるときはもう早う俺の名前ば言うて、そこが燃えておると言ってくれろというごたつ、やっぱり逆な場合が多かわけですよ。あんまり保護されて困る場合が今の坂口議員のほうから言われることも内容的にはそうと思うとですよ。そいけん、やっぱりそこら辺は本人がそれは公開してもいいですよという部分に対してはできるような方向にせんと、関係なく全部保護してしまうということが今の保護法のあり方やけん、そこら辺は何かそういうふうにして本人の意思確認ができると。極端にいえば、火事のできた場合のあたりは、うちはもう絶対言うちゃくれるなという人も多分おるでしょう。それはそういう人たちのための保護法であって、自分はそういう面では保護せんでよかという人のために、どうしてもそれがあるけんてけんというごたつとはちょっと同じ法の扱い方としてもどうかなというところがこの個人情報についてはあるけんね。もう少し研究するところがあったら、ぜひお願いします。どうですか、町長。

○町長（岩島正昭君）

坂口議員の質問にもお答えしましたとおりに、そういうふうな審議会にかける以上は個人の了解を当然とらにやいかんと思っております。

もう1つは火事の件ですけど、これは議長も一緒に杵藤広域圏で北緯何メートル云々と、太良は特に場所がわからんわけですね。平たん部の白石等々は煙の上がりよるけんわかると。この防災無線というのは初期消火のためにするんだからということで再三向こうに申し入れをしておったんですけれども、なかなかでけん。個人情報といいますけれども、明るる日、名前の新聞に載るじゃっかいと、何が個人情報かというふうなことで再三家屋の所在地を

はっきり言えということと言いよつとですですけど、なかなかそういうふうな機械のソフト等々も変えにやいかん、何千万円とかかるということですから、今回についてはもう杵藤から放送があった場合は、引き続きうちの防災無線で何々さんがたが火事が発生しましたというふうなことで今回からやろうじゃないかということで、今、指示をしているところでございます。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

1つだけ。実は「何で個人情報を出したか」と言うて役場に苦情を言われる方がいるわけです。ですから、職員もやはりそこら辺についてはこの保護条例というのはやはり守らにやいかんという部分的なものもございますので、先ほどから話しておりますように、やはり審議会等でも十分協議をして、これはやっぱり国が決められた法ですから、うちだけで単独でそこを余り拡大解釈して流してしまってもそういったことを言われる方がいらっしゃいます。それから、電話とかでも「何でおいがとば誰が教えたか」とか、そういったことがあるものですから、職員もやはり法にのっとりた形で、例えば、民生委員さんにでも固くならざるを得ないという状況があるということだけは御理解をしていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

我がうちば宣伝するようなことばってん、例えば、火事の場合、そこを言うたけんというて、当人に不利益をこうむらないためにと基本的には法律はあるはずですから、具体的にそのところが言うたら当人が不利益をこうむりますというたら、具体的にはどういうことがあるですか、ちょっと聞いておきたいなと思っておりますので。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

私もどこが不利益になるのかというのは明確にはわかっていないんですよ。ただ、火事を出された方が一軒家だったら何とかよろしいんでしょうけど、密集地とか、そういうところで起こされたときに、その方の、どうせわかることなんですが、その発生時についてはやっぱりいわゆる火事を出すということは悪いことなんですけども、そこら辺でちょっと隠しておいたほうが、社会的制裁とかがもしかしてあるのかなというような、そういうのがあるものですから、一番最初の時点ではそれを隠しておくということなのかなという感覚を持っております。私もわかりません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第4号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第5号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

行政手続の提示に関することなんですが、提案理由をもろもろ書いてあるのをつけてくれているんですが、私たちがなかなかわかりにくいところがあるんですね。今読んだって、宛名のところだけわかるようなもので、簡潔に説明できれば、説明をお願いしたいと思いますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えをいたします。

今回の改正部分につきましては、行政手続条例の33条付近でございますけれども、行政指導を例えましょう役場がやると。今までは行政指導をされる方のほうから「何の法令に基づいてあなたたちは行政指導をしょっとかい」と言われたときに初めて「こういう条例とかなんとかに基づいて行政指導をやっています」と言いよったんですけど、今回の改正によって、もう最初から行政指導をする場合はその文書を提示しなさいという改正になったと、簡単に申し上げると、そういうことでございます。

それから、行政指導が民間の方が多いかと思いますけれども、間違っていると、全然法令にのっとなってやっていないじゃないかというふうなときに、例えば、民間の方のほうから行政のいわゆる役場のほうにそれは間違っておるけん、行政指導をやめんかいといったときに、それが本当だったらやめなければならぬという、そういう規定を今回、新たに設けたということでございます。

○10番（久保繁幸君）

今、行政指導と言われたんですが、主にどのような指導の場合の適用なんですかね、これは。

○総務課長（毎原哲也君）

端的に申し上げますと、今回、うちのほうでしている、壊れそうになっている家屋の解体の行政指導であります。早く修復をなさいますとか、その指導が間違っておるといふことになると、やめんばいなんですが、今はちゃんと家屋の保存に関するといふか、条例をこの前議会に出しました。それにのっとなってやっていますからといふことで最初からそれを提示して行政指導をやりますといふことを言うといふことでございます。

○10番（久保繁幸君）

今、行政指導、その分だけですか。1つだけ。家屋の分だけじゃなく、まだほかにもいろいろあると思うんですが、我々町民に関すること主なものがあれば、そういうふうなものを示していただきたいといふふうに考えておりますが。

○総務課長（毎原哲也君）

簡単にはそう私は思い浮かばないんですけど、一番最初に私はそれを思い浮かべておったんですけど、道路に何かはみ出したような形で置いているものが通行の邪魔になるから、それをちゃんときちっと片づけなさいとか、いろんなそういう公共的に支障になるようなものがあつた場合は、それをちゃんとこういうふうには是正なさいといふことが行政指導といふことで理解をいたしております。

○7番（牟田則雄君）

この内容をずっと読んでみますと、今の説明は、当事者に不利益をこうむる場合は当事者のほうから今まで以上の必要な手続がとれるといふふうに改正してあると思うですもんね。そいけん、今どういうところかと言われたんですが、日常生活にかかわる、例えば、水道料を未納で、あなたのところはちょっとストップしますよといふのも一つの行政指導になつたいね。そういう場合も今まではどの程度できておつたか知らんばつてん、やっぱりいや、その水がなかったらうちはちょっと困りますといふ当事者が今度はあがんとした場合が何となく当事者救済に近い改正かなと私は内容的に見ておつたばつてん、どうでしょう。そういうことじゃないですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとそこまで理解を私ができておりませんので。今は水道関係は余りにも滞納し過ぎているととめさせてもらいますといふことでやっておるわけで、とめさせていただけますといふことについて、ちゃんとこの法令に基づいてやっていますよといふことを見せるといふことなんですが、それが逆に住民のほうからそう言われたときに、果たしてそれを受けるかといふのはまた議論が必要だといふふうに思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第5号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第6号 太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

太良町職員の修学部分休業ということですが、この修学部分休業というのはどういったものがそれに当てはまるのか、具体的にちょっと教えていただけますでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

例えば、職員が「これが私の今後の仕事に役立ちますので、学校に行かせてください」と申し出た場合に、それが確かに妥当であるということを上司が判断した場合に休ませて行かせるんですよ。それは1週間に20時間以内というふうに決まっております。1週間に20時間以内ということを前提に今まで修学部分休業というのは2年ということで条例に規定をしておったんですけど、上位法の地方公務員法で2年というのがなくなってしまって、条例で決めなさいとあっただけだったので、今回、当該修学に必要なと認められる期間として2年を上限としたということで、1週間に20時間というのと2年という縛りが、20時間というのは運用の問題なんですけれども、条例上は2年を限度に、それ以内で与えてよかですよということになっておるということでございます。

○1番（田川 浩君）

今、職員が自分に必要ということで役場のほうが認めたら行けるということでしたけど、例えば、昨年度ですとかここ何年かでそういった実績はありますか、どうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

全くございません。

○1番（田川 浩君）

じゃ、もうずっとさかのぼってもないのか、もしあったとしたら、何件ぐらいあったのか。

○総務課長（毎原哲也君）

この修学部分に該当する学校に行ったという例は、過去にはあっていないというふうに理解しています。

○11番（坂口久信君）

役場の中で、町長、こういう人材が欲しいから、例えば、この人間をやって勉強というかな、太良町のいろんな分野があると思いますので、そういうことは考えたことはございますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その場合は、今の役場の中の機構では研修というのに出すんですね。例えば、千葉にある市町村アカデミーとか短期間の県が開催する研修とか、そういうので今のところ、十分ではないかもしれませんが、賄っておるということでございます。

○11番（坂口久信君）

非常に役場の職員も、職員もというぎいかんけど、人材的にある程度限られた人間の中で、ただ何時間の研修で、例えば、役場が求めるいろんな、今後どういう状況に世の中が変わっていくかわかりませんが、それに応じた人材を育てるという気があるならば、やはりある程度のそういう人材を求めて、今後いろんな、今度もふるさと創生だ、何だかんだと言いながら、いろんなやっぱり町の発信あたりを求められるわけね、いろんなあれを。それが太良町のプラスになるとすれば、そういう将来を見据えた人材確保のために、例えば、三役なら三役でもようなかですか、人材を選定して、これを1年なら1年、2年なら2年でいろんな勉強をさせようか、そして太良町のために使おうかというような考えがあるのかどうか。全く今までどおりで、二、三日いろんな研修にやって、それで済まそうと思っておるのか、これはぜひ将来を考えて、町長を含めて職員の人材確保というのは大事な問題でもありますので、その辺はどのように考えておられますか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

職員研修は、先ほど総務課長が言いましたように、まずアカデミー研修、これを年に1回必ずやっております。それから、県のほうでも職員研修がありますので、そこにももちろんやっております。そして、今度は技術的に必要な、例えば、水道でいえば、そこにおける管理者が必要だと、そういったところも資格をとり町のほうで金をちゃんとしてやっております。

それから、例えばB&Gあたりから要請があって、こちらのヨットの育成士についての研

修にももちろんやっております。

それから、今、うちのほうがいよいよ広域圏関係に、例えば、税の滞納整理推進機構、こどもやはり税の滞納者をいかにして滞納者から徴収してくるかといった、そういうのを学ぶためにやっております。そういった広域圏あたりにもいろいろな市町の方が見えますので、そこでまた情報を交換しながら、それをまたうちに持って帰ってきてやるといったことで、かなり研修にはやっているつもりですけれども、今後もそういった研修の人員が対応できれば、極力参加をさせたいとは思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

限られた人材で、人間も少ない中で、いろんな多分そういうのも大変勉強になっていると思います。将来にわたって、やっぱりそういうことをふやして行って、やっぱり職員の能力を高めたり、いろんな分野のものを吸収させたりすることについてはぜひ力をやって、今、もう人材が一番ですね、情報、人材、その辺も太良町に早目に入ってくるようなシステムをぜひつくっていただきたいと思っておりますので、その辺は考えて対応してください。答弁は要りません。

○10番（久保繁幸君）

第2条の3項の中に「2年を超えない範囲内で任命権者が適当と認める期間」というふうに書いてありますが、仮に本人が今、アカデミーとか各種研修等々を言われたんですが、1週間に20時間以内と決まっているということで、今そういうふうな経過でいっているんでしょう。仮に、こういう決まりの中で、この中の職員の中で長期の学校に行きたい、2年を超えない範囲内のというふうになった場合はどのような取り扱いになるわけですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと想定をしてないような質問なんですけど、もし1週間の20時間縛りもなく2年以内ということになってくると、果たしてそれが本当に役場の仕事に役立つような内容かどうか、まず判定するわけですけれども、そういうことになると、ちょっとその内容によっては無理しても行きたいという話になると、休職で行ってくださいとか、そのような判断をしなくちゃならない場合も出てくるかもしれません。

○10番（久保繁幸君）

その辺ははっきり決めておったほうがいいと思います。仮に、1週間に20時間といいますと、公務員さんのお仕事は5日ですよ。それで、20時間といったら1日平均したら4時間ですよ。だから、その辺は長期の学行にまた専念したいというふうな人々が出てくるかもしれませんので、その辺はやっぱり決めておったほうがいいと思います。

それとまた、そうなった場合の報酬等々はどのようなふうな決め方をするのか、その辺もやっぱりはっきり決めておったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今、この条例で決まっている分については、休んだ分は減額していくんですよ。先ほどおっしゃったような件になると、休職とかになると、今の病休とかは休職が始まって1年間は80%をやって、1年を過ぎれば無給ということになるんですけど、そういうことを該当させるかどうかという判断になってくると思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第6号 太良町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第7号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第7号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（末次利男君）

日程第8．議案第8号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

これは現在、対象者は何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

各年度ごとで異なりますけど、大体平均すれば50名前後を特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいか、通級指導教室がいいかという判定をしております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

それで、年間50名ぐらいの方がいらっしゃるということなんですが、報酬及び費用弁償の総額は幾らばかりになりますか。わかりますか。わからなかったら。

○学校教育課長（野口士郎君）

ちょっと手元にあるんですけど、今、探し出し切らんでおります。申しわけございません。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、違う点からいきますが、提案理由の中で「施行令の改正に伴い、条例の改正が必要になったため」ということで、この辺のちょっと説明をいただけますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

今回の条例の改正については、非常勤のものの報酬の中の別表の中に「太良町適正就学指導委員会委員」の報酬ということで、その名称の部分が改正をしていませんでしたので、今回「太良町教育支援委員会委員」という、その改めということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、この名称が変わっただけですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

別表中の名称が変わっただけでございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

委員の報酬ですけど、10万円でございます。委員構成は14名で、報酬に係する人数分ということでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第8号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第9 議案第9号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第9号 太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

高齢者肉牛飼育事業基金条例の改定ということですが、これ多分、前、高齢者に限られていたものが高齢者等と変えられたんじゃないかなと思うんですけど、基金条例を見ても、今のこの変わる前のやつを見ても、年齢の制限とかないようですし、わざわざこの題名を変えられたという背景といいますか、そこら辺どうしてなのでしょう。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、太良町高齢者等ということで、等のところで若い人がたくさんこの基金を活用されております。そういうことで、監査の折にも高齢者等といいますか、主体は等のほうになっておるといようなことで題名の改正とか、その辺をするような指摘を受けておりましたので、今回、提出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ちょっともう1つ聞いていいですかね、この関連と申しますか、条例のほうで。この基金条例と一緒に、太良町高齢者等肉牛飼育事業規則というのがございますけれど、こちらのほうはこのままで全然関係ないということでもいいんですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

条例が無事通った場合には、その規則等についてもちょっと一部見直しが必要かどうか検討したいと思っております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

これは、この制限、何頭までとか上限金額幾らまでというような、それは決定されておるわけですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

一応1人10頭までの制限がございます。

以上でございます。（「金額は」と呼ぶ者あり）

金額については、市場での子牛の購入価格になりますので、特段ございませんが、1頭最高70万円というようなことで内規で決めさせていただいております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

それで、今、10頭ということなんですが、飼育される方の人数等々は何名ぐらいにされるのか。上限なしで貸し付けていかれるのか、幾らまでというふうな決め方をされておるのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

町内の繁殖牛農家さんでございます。39名さんでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その39名の中で全ての方が申請された場合、その全ての方に貸し付けをされるというわけですかね。それと、現在その39名の中で未納者がおられると思うんですが、その方たちの取り扱い等々の貸し付けに関してはどういうふうになるのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

未納と申しますか、滞納のある方については貸し付けをいたしておりません。滞納がない方については申請をしていただいて、決裁を上まで回しまして貸し付けを行っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

もともと高齢者牛貸し付けというようなことやったんですけれども、例えば、どこの部分からこの「等」になったのか。もう大分前からなのか、その当時に変える必要があったのか、なかったのか。今になって変えるというふうなことですけれども、この貸し付けが今全体的に何頭貸し付けられておるのか、何名の方に何頭貸し付けておられるのか、一応そこを教えてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

条例の題名が「等」に改称されたのは、昭和53年9月25日付で改定をされております。

それから、現在貸し付けている貸付牛は150頭ちょうどでございます。人数にしましては、39名でございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

太良町の最終的に農業の基幹産業というようなことで、今、牛というか、そのほうが当時はどんどんどんどん伸びて800頭ぐらいまでにはなったと思っておりますね。それで、太良町の農業の中の畜産費は何十億というような一番今ミカン以上に肉牛のほうが上を行っているというような状況ですね。そいけん、町は今、何頭太良町におるかわかりませんが、目標をどの辺に持って、我々当時は1,000頭ぐらいまでというような話やったんですけれども、今、何頭おって、その目標あたりもまた決めてこれに力を入れているのかどうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

繁殖農家の母牛については大体现在500頭ぐらいおります。子牛等も含めたら800頭前後だと思います。どれぐらいを目標にするかという御質問でございますが、市場等に行ってみますとやっぱり少頭農家ですね、具体的に言いますと山内町さんあたりの子牛の価格が一番高うございます。太良町については多頭農家さんも結構ございますので、多分、家族でやられていますので、飼養管理がちょっと不十分なところもあろうかと思われまので、子牛の平均価格がみどり管内では低いほうになっております。そういうことで、800頭前後、現状維持ということで考えております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

例えば、今後こういう人たちも幾らかふえてくるとは思いますけれども、その先ほど言われるように飼育する設備等は、例えば、1人20頭までというようなことですけれども、その辺の飼育の畜舎とか、そういう部分については例えば10頭まで可能であるのか、整備はさ

れているのかどうかですね。そしてまた、そう余計したくない人もおるやろうけんが、その辺については1軒に当たる頭数の、牛舎に合わせた頭数の制限あたりも皆さん考えながら飼育に許可をやったりなんかしよるのかどうか、その辺は十分なされながら貸し付けがなされているのかどうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

町有牛の貸し付けでございますので、借りた分は返還をしなければならないというようなことで、当然、農家の経営面等をちゃんと調査いたしまして、貸し付けを行っているところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

それはそれでよかばってんさ、調査あたりはぴしゃっとされているのかどうかというのを聞きたかったし、例えば、前は子牛が産まれて売れて、その中から天引きをしたいというような、売れば幾らか町に入れてもらうというような状況やとぼってん、今はそういう状況じゃないというようなお話も聞いたりなんかするわけですね。どこで返すのか。やはりうまく少しでも回収しながら貸し付けをしながら返していくのがベターじゃなかかと思うとととですけれども、現在はそういうシステムになっていないというようなことですけれども、その辺はやはりある程度、非常に確かに厳しい、何のあれでも厳しい状況ではありますけれども、その辺の少しでも回収して貸し付ける、回収して貸し付けると循環をすることが、太良町にとっても未納を少なくするんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はもともとのそういう部分の復活というか、貸し付ける条件等については、前のとが我々はいいと思うとですけれども、今のままでいくのか、また再度見直してある程度貸し付けを回収しながら3分の1なら3分の1、10分の1でも結構ですから、そういう回収しながら貸し付けるというような考えはないのか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在の町有牛の貸付期間は、平成21年度までの貸付牛が5年以内です。22年度以降は7年以内というようなことで、分娩間隔というのがございますが、1年に1産すれば5年で計算上は5頭産まれますが、生き物ですので、大体4頭ぐらいと。そういうことで、以前は太良町農業協同組合のときには償還金積み立てというような貯金をされておりました。JAさが農業協同組合に合併になりまして、そういうことはちょっとできないというようなことで、現在はやられておりません。しかしながら、熊本県の玉名市農協だったと思いますが、そこは償還貯金はされておるといようなことを伺っておりますので、現在、償還貯金ができないかどうか研究をやっているところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

ぜひそれこそ滞納がどんどんどん5年が7年になったことによってふえる可能性もあるわけですね。我々だって払わんでよか、払わんでよかと言うぎいかんどん、そういう状況なら、やっぱりどうしても生活するのに非常に厳しいような世の中ですね。農家の人たちも我々もですけども、そういう状況の中で延ばすことというのは、結果的に飼育する人たちには非常に有利にはなるけれども、入ってきたお金をほかの部分に使ったりなんかして非常に未納、滞納あたりがふえてきたような状況じゃなかかなと、あれを見よればですよ。その辺はやっぱり今、玉名市あたりの話も出よるけん、どうかその辺ば、町はそういうことにはかかわるわけにはいかんけん、やっぱりJAあたりと上手に話し合いながら少しでも入れてもろうとけば、無理な入れ方せんでもよかばってんが、やっぱり10万ない5万でんよかけんが、そういう仕方をやっぱり再度構築していったほうが農家の人たちにもよかし、やっぱり太良町のためにも少なくそういう部分のリスクを負わんでよかような状況になっとじゃなかかなという気がしますので、その辺の部分についてはぜひ検討して、今後そういう導入されるものであれば導入していただくような方向に持って行っていただければと思いますけれども。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

関係者、それから関係機関と協議をして、できる方向で研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

それで、今回この条例の一部改正はよかとばってんが、実はあっちこっちに私も行くんですけど、佐賀では伊万里牛とかいろいろ名前があるとばってん、太良牛という、これだけ基金を積み立てて今までずっとしよっとばってんが、豚のほうは結構名前が売れよっとばってんが、牛のほうは太良牛として、これが太良牛ですよというやつを私、試食したことがなかとばってんが、大体この太良の牛自体はどこに出荷はされよっとですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

子牛については、多久市のJAの畜産センターというのがございます。市場です。そこにほとんど出荷をされております。それから、枝肉になる肥育牛、肉になる牛です。それについては、主に福岡市にございます市場に出荷をされております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

そしたら、太良産品としてのあれじゃなくて、売った後はどこの牛というのは関係なしに売られよるということですか。これだけ付加価値をつけていろんなものを6次産業とかなんとかの中で、太良町のほうで少しでもそういう肉を使う方向といいますか、せっかくこうやって今度、高齢牛ばかりじゃなくて肉用の基金もするという事なので、そういうお考えの中で少しでも、あっ、これが太良で育っている牛の肉なんだなというのを正直なところ私が全然感じてないといいますか、そういう部分があるもんやっけんですよ。私も昨年も一緒ですけど、多久のほうに競り市のほうにも行ったんですけど、行っても太良産という太良をメインにした部分がほとんど見受けられんやっつたとぼってん、そこら辺は今後は少しはいろんな部分に担当課長自体が考えていらっしゃるかどうかな、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

J Aさが畜産センターで販売されている太良産の肥育牛については、4等級以上については佐賀牛というブランドで出荷をされております。太良牛というブランド化とかなりますと、やっぱり市場が求める供給量がかなり必要になりますので、その辺はなかなか難しいと思います。その辺につきましては、ブランド化ができるのかどうか関係機関、J Aにちょっとお伺いをしたいと考えております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

ぜひ「しおまねき」とか、そこの道の駅とかに幾らかでもいいですから、太良で育った牛がこうやって来ているんだなというのが町民さんのほうにも、私ども含めて、幾らかでも、せっかくここまで基金を積み立ててずっとお貸ししたり取ったりしよつとやっけん、そういうのを少しでも太良の人が感受できるような施策も必要じゃないかなと思うんですけど、そこら辺になれば担当課長だけじゃうまいとこいかんと思うばってんが、町長、今後どうですかね。せっかく「しおまねき」あたりもできておつとに、これが太良の牛ですよというやつを販売とかができるようにされたらいかがかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これはなかなか、太良牛というのは厳しいもんで、佐賀牛、伊万里牛等々は農協のJ Aがやっておりますけど、ミカンもしかりですよ。「たらみかん」じゃなし、「さが美人」、それと一緒に、いわゆるJ Aが本腰を上げてこういうふうな地産品をやっていただければ結構ですけども、ただ、うちの育った肉牛を「しおまねき」等に出すとなれば、ある生産者が多久に解体をお願いして、正式に保健所を通じたですね、そしてそれを持ち帰ってこっちで販売という形はできると思います。というのは、もと弥川さんがそこで肉販売店をやっておられますけど、だから、そういうふうで弥川さんについても多久でして、あっちこっち販売

ルートを持ってらっしゃいますけど、そこを通じても太良牛を弥川さんに買っていただいて、それを解体して太良のほうに卸していただく方法もあると思います。そこら付近は今後の交渉過程の中で煮詰めにやいかんですけど、そういうふうな方法しかないと思います。

○7番（牟田則雄君）

これは課長、確認を含めてですが、今のお話で大体肥育農家全員で39名おられるという説明やったですね。（「繁殖ですね」と呼ぶ者あり）そして、利用されている方が39名で150頭という今答弁やったと思うんですが、そうなれば全員が利用されているということに、39名が全飼育農家で、利用しているのが39名で150頭という、たしかそう数字的には私は聞こえたんですが、これをもし利用するなら全員の方が誰が利用しても重複利用になりますね。1回これを利用されている方がもう1回せんと、これは全然ほかには誰も対象者がいないんですから、そのところは重複も結構なのか、そして、枠からいけば39名で、1人当たり10頭まで可能なら、大体390頭までは数字的には可能ですね。そこら辺を重複でもできるのかどうか。先ほど返還のあれが悪い人には貸し出さないようにしているという話ですから、その中から優良支払者を含めてせつかくの太良町の、今言われるように太良の牛も相当貢献しているもんですから、これを最大限に利用するためには、先ほど私が聞き間違いじゃなかったら39名全員が利用されているなら、次また利用するときは重複になりますので、そこら辺はどう考えておられますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

39件は肥育農家ではなくて繁殖農家、子牛を産ませて子牛を販売する農家の数でございます。1人当たり10頭まで貸し付けが可能でございます。そういうことで、今現在でも1人4頭を借られている方とか、2頭借られている方とか、いわゆる重複をされている方が現在いらっしゃいます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ということは、重複でも可能ということですね。これ賛成するときにそこら辺が確認しておかんざされんかなと思って。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

重複で結構でございます。最高10頭までというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第9号 太良町高齢者等肉牛飼育事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第10号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

太良のミカン農家さんは太良町内には相当おられると思うんですが、これに該当する基準、
考えておられる基準はどういう方が該当されるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

平成26年産のミカンの価格が物すごく下落したというようなことで、JAさがさんが特別
に資金の手当てをされております。JA系統、それからJA系統外のミカン農家さん、そち
らのほうが全て対象となっております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これが専業でやられている方を補填するとか、そういう内容的なものがもう少し
はっきりしとらんと、なかなか今の説明ではわかりにくいし、それから21年産ミカンもな
お従前どおりという、ここら辺はどういう意味が含まれているのか、ちょっとお尋ねいたし
ます。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ミカンの専業農家でございます。専業農家さんですね。JAのほうで審査がございます。
JAの審査に通った方は最終的に貸し付けの対象になるということでございます。

それから、21年産の貸し付けの償還が今現在まだあっておりますので、その分、年度が21
年度から26年度に今回対象年度を変えるよということでございますが、21年産もまだ現在償
還が完全に終了しておりませんので、そういうことで21年産も対象としますということで、

そういう記述をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

それは、21年産は何年までと言ってもらったほうが、こちらとしてもわかりやすいんですが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

21年産は7年以内の償還となっております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

この利子補給の率は何%になっておりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

貸付利率が1.6%になっております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

貸し付けが1.6%ということですが、その1.6%の負担割はどのようになっていますか。JAが幾らとか、うちの町が幾らとか、自己負担が幾らとか、そのように決まっていると思うんですが、その辺は幾らになっているか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

こういう場合の支援は末端金利が0.5%になるように仕組みがなっておりますので、JAが0.9%の利子補給、それから町が0.2%の利子補給になっております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

さっきも21年の分が出ておるんですが、この償還年数は何年になっておるのか。それと、21年度従来どおりまだ残っている方がいらっしゃるということなんですが、その処遇はどのようになされるつもりか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

貸付期間が7年以内となっております。それと、21年度については、今年度末で利子補給をしましたら償還終了となります。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

いや、その21年度分でまだ完済してない方の処遇はどうかとお尋ねをしております。全部まだ済んでないと言われたでしょう。その分の方はどうかということですよ。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

今年度で全て完済をされる予定になっております。滞納とかは現在ございません。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○7番（牟田則雄君）

農業の補助金は前も町長も懸念されていたんですが、例えば、かんきつの更新、植えかえたらその植えかえ自体に補助金が出ますということで、先になるかならんかは全く問題外で、差し当たって植えかえて補助金をもらおうというのがそれなりに見受けられるんですよ。意外とあっちこっちで。そこら辺はあと補助金を出したなら、やっぱり先々まで本当にそれが補助金を出したかとのあれをしているかというようなことも、追跡調査とまでは言わないんですが、やっぱりそこら辺はほかの産業の方から言われたら、結構やっぱり農業に対してはそれなりのあれがあるけん、補助金、補助金で相当やっぱりほかの産業に比べたら優遇されているわけですね。

今回も暴落、暴落といっても、これが品物が悪くて暴落したのか、多過ぎて暴落したのか、やっぱりそこら辺の暴落した責任の所在はわかりやすくして、そして補助金あたりも出すような考えにしていかなと、市場価格は同じとに、ただ、できが悪かったけん安かったとか、量が多かったけん安かったということに一々21年も出してまたことしも出すて、そりゃやっぱり農家にすればそういうところも必至なところもあるかわかりませんが、やっぱり一般的に考えたらそこら辺がはっきりして、それだからこの補助金を出しますというわかりやすいほうが我々もしやすいんですが、そこら辺はどう課長考えられますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

改植事業につきましては、5年間は農協さんと町と県も入れて補助が入っておりますので、現地確認を行っております。26年産については、いわゆる夏場の長雨、天候不順で酸が抜けて糖度もものらないというような状況で極わせのスタートから価格が低迷をいたしております。わせについても、それを引きずったように価格低迷がずっと続いております。そういうことで、これは天災といいますか、気象条件が悪かったというようなことで、今回JAが平成26年産の農産物の価格の下落の緊急経営支援というようなことで支援金の融資を創設されましたので、そういうことで今回、補助事業というようなことで提案をいたしているところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

今言われた改植あたりも5年間はという話ですが、ミカンあたりの永年作物はその後ですね、実績が出てくるのは。その後に責任持たんような改植をしても、5年したらまた次のとを改植して、次の補助金をもらうという実際そういう形も今は出てきているわけですよ。やっぱり5年でミカンが、タマネギみたいに1年、1年の勝負の品物は5年でそれで終わりですよと言うてもよかかわからんばってん、こういうミカンとかなんとかはやっぱり5年後になるようになってからしかそのあれがなかけん、そこのところに責任持ってもらうような何か考えあたりはないでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

5年後についてもJAあたりと確実にミカンを栽培されているかというようなことを確認するような仕組みを研究していきたいと考えております。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○11番（坂口久信君）

このあれは専業農家だけにということで貸し付けがなされているというようなことですね。そして、前の部分についてはほとんど滞納もなくというようなことで、専業農家の方がまず何人おられるのか、そして、専業農家以外の方でされておられるのもまずどのくらいおられるのか、そこからちょっとお尋ねをします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

申しわけございません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので。

○11番（坂口久信君）

専業農家を育てていくということに私は何の問題もないし、それはそっちのほうを優先して専業農家を育てていって大きくしてもらいたいと思うわけですね。さっきの21年度もしかり、専業農家優位で滞納もなくするっていつて、今度も例えば借る人が出てくればほとんど専業農家でその資金の融通あたりができて、それも立派な滞納なく進む。経営の安定した人たちが借り入れをして、最終的にはそういうふうでびしゃっと。ちょっと言えば、これ批判するわけじゃなかですけれども、一部のいい人たちだけがこの資金を融通して、ほかの悪いと言うぎいかんでしょうけれども、そういう人たちがこの資金のいい資金を融通できないというような状況じゃなかかなという、私これ見て感じたんですけれども、そこら辺についてはやはり太良町の基幹産業であるミカンというのを考えれば、やっぱりうまく資金が回っていくというようなことが必要じゃなかかなと思うわけですね。

そして、今、牟田議員がお話をされましたけれども、改植にしる何にしる高齢者の人たちが、例えば、我々の70以上の人たちが改植すれば、もう75にならんばいかんじゃないですか。あと後継者がおらんぎやめんばいかんわけですね。そういう選定あたりも含めてよう考えながら、この人にはまだまだ先があるけんが、改植も認めましようとか、何でんかんでん認めていくというのは、やっぱり選定をその辺は十分して、やはりミカンならミカンが力強

い農業であるような考え方を生かしていく考え方を持ってもらいたいと思いますけれども、この2点についてお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

改植事業についてはJ A、あるいはほかの団体、産地協議会というのを組織をいたしております。そういうことで、高齢者の生産者についての取り扱い等については産地協議会で協議をしていただきたいなと考えております。

以上です。（「その前んとは」と呼ぶ者あり）

○議長（末次利男君）

改植事業については補正予算のほうで対応してください。（「前の答弁は」と呼ぶ者あり）

○農林水産課長（新宮善一郎君）

利子補給の制度でございますので、各経営者の、確かに言われることはわかりますが、そういう苦しい方については、融資でございますので、頑張ってくださいというようなことしかこの場では言えないということでございます。申しわけございません。

○11番（坂口久信君）

きつい人には頑張ってくださいというようなことですね。はい、わかりますよ。しかし、町の貸し付けについてはやはり今からそういう考え方でいかれると、私は、それはそれが一番ベターと思います。しかしながら、今までは幅広く皆さんにというようなところで非常に不備があったたいね。貸し付けはしたが、滞納はどんどんふえていくような状況やったりなんかしてですよ。果たして大体何人専業農家がおられるか、そこんにきが一番知りたかったとぼってんが、それがわからんというようなことですので、私もちょっと質問の趣旨をどがん変えようかなというようなことでもんね、実際言うて。そいけん、やはり専門的にやっていかれて、そしてどんだん資金もうまく回しながら太良町の基幹産業のミカンが根づいていけば、それはそれでよかですよ。それがベターというふうに思うとぼってんが、ほかの部分に資金が回っていかんということはどうかなというふうな考え方もあるわけね、両方。そっちのほうはいい人はい、確かにいい人はい、やっぱり不満を持つ人が例えば半分以上おれば、やはりその辺の部分への手当てというかな、その部分についても少しは配慮をしながらというか、そういう配慮はないのかというようなことですよ。答弁をお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

そういう方については経営再建資金等がございますので、そちらのほうを活用していただいて、整理をしていただくと。そして再建に向けて取り組んでいただくというようなことで

そういう制度もございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第10号 太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第11号 太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

この条例、今度、鳥獣保護及び管理並びにという、この管理並びにというのどういう意味なのか、その辺をお伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

鳥獣の保護だけにとどまらず、個体管理も行うために鳥獣保護法の法律の改正がっております。ニホンカモシカ等がちょっとふえ過ぎて、杉の木とかヒノキに害が出ているというようなことがございますので、個体管理を行っていくというようなことでございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

うちあたりには鹿はいないと思うんですが、町内の対象鳥獣はイノシシのみなんですかね。うちは鹿はいないんでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）猿はいるかもしれんですけど、この対象の鳥獣というのは町内ではどのようなものか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

対象は鳥類、それから哺乳類の動物というようなことでございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

その鳥類と動物にはどんなものが鳥獣の指定があるとかと、その内容ば聞きよるでしょう。それはわかるですよ。鳥獣と、ここに書いてあるけんですよ。そいけん、うちの町では何が対象かというのを聞いております。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ハト、カラス、オオルリ、メジロ、主なものはそれぐらいですかね。それから、哺乳類動物でいいますとウサギ、イノシシ、キツネ、その辺ですね。

以上でございます。（「イノシシは入っておらんたいな」と呼ぶ者あり）イノシシは入っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第11号 太良町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第12号 教育長の給与に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第12号 教育長の給与に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第13号 太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

どのように変わるのか、お尋ねいたします。

それじゃでけんですか。

そしたら、児童福祉法の改正に伴い、保育の実施に関する条例規定か、変わるの。廃止されたら、どのように変わるのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課福祉係長（田中照海君）

お答えいたします。

上位法である子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援の施行規則によって決定をされますので、太良町の条例は廃止しますけれども、上位法に基づいて従来どおり保育の実施を行うこととなります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、太良町にはどういうふうな影響が出るのですか、出ないのですか。

○町民福祉課福祉係長（田中照海君）

お答えします。

現在の条例では、今回廃止をお願いしておる条例なんですけれども、条例に委任している規則がございまして、規則の中で保護者負担金、いわゆる保育料ですね。保育料も当然変更せにゃいかんということで、その作業を今現在、鋭意進めているところでございます。

なお、スタンスとしましては、国の定めた基準額を超えない、そして、ほかの市町の保育料を参考にして、ほかの市町を超えないというようなスタンスで上司とも協議をいたしております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

保育料の変更等々の変更ということでございますが、その保育料の一番高い人、一番安い人、どれくらいの格差がありますかね。

○町民福祉課福祉係長（田中照海君）

お答えします。

手元に持ってきているんですが、ちょっと資料を見つけ出せませんので、後だって報告させていただきます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第13号 太良町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（末次利男君）

日程第14. 議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

事業の指定の中に海苔養殖資金ということがここに入って、そして取り扱いの金融機関は佐賀県農業協同組合1カ所になっているんですが、この分の取り扱いはどういう取り扱いをされますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ノリ養殖の漁家の皆さんに運転資金というようなことで御利用していただいております。その際、例えば、太良海苔第1組合とか任意の2名以上の団体をつくって借り入れをされております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

その場合も取り扱い金融機関はそしたら農業協同組合になるわけですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

JFマリンバンクではなくて、農協さんに員外というようなことでお願いをされて融資を受けられております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですが、昼食のため、暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

午前中に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第15号

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案第15号 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度についてを議題といたします。

質問に入ります前に、午前中の答弁漏れがっておりますので、許可いたします。

○町民福祉課福祉係長（田中照海君）

お答えいたします。

久保議員の質問に対する答弁ですが、現在の保育料の最高額と最低額の質問ということでした。今現在払っていらっしゃる最高は、お一人31,120円が最高です。最低は当然ゼロになっております。

以上です。

○議長（末次利男君）

議案第15号に対しての質疑を始めます。質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは先ほどの10号と関連する議案とは違うとですかね。それを具体的に数字化したとじゃないですか。また別ですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

先ほど御審議いただきました10号と関連がございます。融資額の合計の最高の限度額を定めるというようなことで、今回、議会の議決をいただくということで提案いたしております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは前回のときと数字が変わっておるわけですね。そこをちょっと。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

1件当たりの限度額が200万円ですので、一応対象者を最大に見積もって50名程度ということで、この額を限度額ということで御提案いたしております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第15号 太良町柑きつ経営農家に対する資金融通に伴う融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第16号 不動産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは、また内容的には予算のときに質問したほうがましでしょう、今よりも。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第16号 不動産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第17号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

一般会計補正予算書27ページ、総務費の総務管理費の4. 企画財政管理費のところ、総合戦略審議会委員報償金等3項目で太良町の地方創生に関する総合戦略に関するものが上がっておりますけれども、全部で680万円ほどでしょうか。報償費に上がっております総合戦略審議会委員報償金ということで12人、これはどんなメンバーで、どのぐらいの期間で、何回ぐらいやる予定なのか、お教えいただけますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

まず、審議会の委員さんの内容としましては、産学官金労言、国のほうからそういった方々を入れるほうが望ましいということが来ておりますので、そういう産学官金労言の有識者とか、そういった方たちを想定しております。まだ具体的には決まっておりますので、新年度入ったらすぐ検討に入りたいと思っております。人数的には12人で、27年度の12月ぐらいいまでに策定を終えたいということにしておりますので、策定終了までに5回ほどの開催を想定しております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

27年12月ごろまでに5回やりたいということですね。

太良町総合戦略に係る基礎調査委託料ということで650万円ほど計上されておりますけれども、この基礎調査というのはどういったものなのか。また、これはどういったところに委託する予定なのかというのをお答えいただけますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

策定に係る事前の調査ということでありますけれども、内容としましては、国のほうから言ってきております地方人口ビジョンの人口の分析とか、人口の将来展望、それから、その調査の検討結果、取りまとめ、さらに、地方版総合戦略についての資料作成の支援、こういった内容となっております。

委託の選定ですけれども、太良町におきまして、近々子供支援計画とか、総合計画も一緒なんですけれども、そういった一つの業者が太良町において非常に太良町をよく知っていられちゃると、そういった基礎データもお持ちだということで、その業者さんのほうに随意契約といった形で、ほかの業者さんに頼むより有利な価格で契約できるものと思っておりますので、そういった感じで進めていきたいと思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

この地方創生に関しましては、私もことしの1月、セミナーに行きまして、地方創生に携わる内閣官房の参事の方から話を聞きました。その参事の方が言っておられた中で印象に残っているのは、とにかく国のほうでは地方創生のためにさまざまなメニューを用意すると。例えば、そのまちのことなら何でも聞いてもらえるコンシェルジュみたいなやつも置く。いろいろなメニューを置いているから、地方のほうから積極的に国のメニューを使ってくださいということでした。もう使い倒すぐらい使ってくださいと。要するに、国としましても地方創生につきましては非常に力を入れております。それで、地方創生と言いましても、やっぱりさまざま特徴があって、その地方地方に合った創生の仕方というのがございますので、画一的な総合戦略にならないように、太良町ならではの特色を取り入れたようなビジョンを立ててもらいたいと思っておりますけど、そこら辺について担当課としての展望というのはどうでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

太良町においてもせんだってまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げております。第1回目は、地方創生の概要等を各課長、町長初め三役の方にも説明をし、先ほど議員もおっしゃったように、地域の特色を生かした総合戦略の策定に向けて全力で向かってまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

32ページの総務費の選挙費の中の14番の県議選のことをお尋ねしますが、これ平成26年度の当初予算には計上されていませんが、なぜでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この県議会議員選挙につきましては、本選挙が来年度のいわゆる平成27年4月12日に予定をされておるわけですが、そこが本当の選挙年ということで、大体選挙事務をその前の3月の半ばぐらいから始めるということで、ポスター掲示場とか、3月末ぐらいには設置をするということで、今回、補正として計上させていただいているところです。

○2番（江口孝二君）

私が言ったとは、なぜ計上されていないかと。今のような説明であれば当初からわかっておったはずですよ。新たに4月に県議選がことしあるということじゃないでしょう。前もってわかっていたはずでしょう。今の答弁であつたら手抜きじゃなかかなと思うわけですよ。計上ミスかと。

それと、手前にありますけど、知事選のものが全て減額になっておるですよ。それであるならば、当初26年度の予算書では5番目に知事・県議選の項目があるですよ。この中でも多分5番目に三百十何万円というのがゼロになっていると思いますけど、この中で処理することはできないんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この考え方というのは、また新年度のほうで県議選の分は組んでいるんですよ。今回、新年度の予算の手前の分ということで計上しているものですから、ミスじゃなくて、あらかたというか、予定の行動ということで御理解をいただきたいと思います。

○2番（江口孝二君）

あなたとがたがた言う気はなかとばってん、今の説明だったら、前もってわかっておるはずでしょう。それでゼロですよ。何円かの数字がもともとあれば私も言いませんけど、ゼロであつて、だから、早い話が、これは私の解釈ですけど、知事選が早目にあつたけん、再度ということだったら理解はできますけど、今のような答弁では到底理解できません。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

前回は知事・県議選ということで計上しておつた分を落としておるんですが、今回は知事が終わったので、知事が急遽やめて、知事選だけあつたと。今までは、過去は知事・県議選ということで同時にあつたということで、その名称が全く違って、県議選だけになったので、今回、改めて県議選の分を上げて、いつものことですが、まず、旧年度でする分を補

正として上げてもらって、新年度で本物の分を上げさせてもらおうと。そういう形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○3番（所賀 廣君）

28ページのむらおこし推進費というところを見ておりますが、ここにみどりの少年団育成事業補助金3万1,000円減額、訪韓少年の翼参加補助金、これも5万1,000円減額、海洋体験学習参加補助金、これも4万4,000円減額、これは3つともだと思えますけど、社会教育の分野で毎年開催されているものだと思いますけど、それぞれ全部減額ですが、この減額になった理由と、なぜ減額になっているのか、恐らく参加がなかったものと思います。参加がないとすれば、どうして参加がないのか、その辺のつかみがとれていますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

みどりの少年団育成事業補助金について答弁をいたします。

年度の途中でみどりの少年団、三里分校のみどりの少年団が解散をされました。9名減りましたので、3万1,000円の減額というようなことで今回お願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

訪韓少年の翼参加補助金5万1,000円、海洋体験学習参加補助金4万4,000円についての減額ですけど、参加がなかったということが正直なところでございます。

以上です。（「原因、原因」と呼ぶ者あり）

失礼しました。その原因としましては、最後に作文が必要となります。子供たちの報告書みたいな、それと、事前研修といいまして、佐賀のほうで二度、三度事前の打ち合わせとありますので、そういった保護者の負担とかもあって参加がなかったものと。ここ数年ずっと続いております。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

みどりの少年団は三里分校が減ったということですが、訪韓少年と海洋体験、今の話を聞きますと、事後報告、後の報告で作文等が非常にある意味ハンディになっているような感じも見受けられますけど、その辺を保護者とも一緒に何とか克服しながらいい方法を見つけて、こういった参加ゼロという現象があらわれないようにするためには、今後どういうふうな対策が必要だと思いますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

私どももできるだけいろんな経験を積んでもらいたいということは考えております。やは

り担当の職員と保護者側への、こういった趣旨でやっていますので、ぜひ参加をとというような、その辺のアピールといたしますか、もうちょっとチラシとかも含めて、そういった資料提供あたりできっかけづくりとかいうか、そういったことを促していきたいと思います。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これは別に太良町だけで開催しているわけじゃないと思います。県内のあっちこっち、例えば太良町から何名とかいう、そういった勧誘があって、それに参加しますという段取りを踏んで参加するわけでしょうから、この補助金が高いか安いかわかるんですが、ここも今の作文作成あたりも含めて考えていただくと、せつかくの少年たちのほかの学校との交流事業にもなりますので、ここ何年か社会教育の分野でもこれ全く不参加の状態ですので、何とか方法をとって、例えば、1人だとかなり参加がしづらいという面があるならば複数人、2名なり3名程度募集に努力していただいて、今後ぜひ実現の方向に向けて、補助金あたりも多少ふやせるものならふやしてやって、やっていただきたいと思いますが。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

ありがたいお言葉をいただいているとは思っております。そういった研修機会について、もう一度課内でも協議をしながら、いろんな地域の方と友達になったり、交遊関係を結んだりするきっかけでも、そこの中でも太良町をまたPRしたりとかできますので、ぜひその辺は参加の呼びかけ、参加へ向けての奨励あたりも職員と再度確認しながら対応させていただきたいと思います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

38ページの家庭用合併処理浄化槽のことですが、620万2,000円の減額になっております。今年度の予算書を見てもみたら、2,700万円余りですか、予算をまた組んで、前年度が2,370万円ぐらい、そしてこの補助額を見てもみすと、大体5人槽で両方合わせて補助額は1基当たり48万2,000円、そして7人槽で61万4,000円ということは、620万円の減額ということは、大体7人槽の10基分ですもんね。今年度はまた5人槽とあわせて大体30基ぐらいの予算も組んであると思うんですが、それから比較しますと、10基分というとは相当なあれを占めると思うんですが、これが10基少なかったということは、それと、今の時期に減額するということは、いつから始めて、いつ締め切ったのか。町民の方がなかなかそこら辺がわからんでしとるけん、今、減額補正をこうやって出すということは、自分の中では締め切っておられるとと思っていますので、いつ締め切られたのか、そこら辺をちょっと両方聞きしたいと思います。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず、補助金の減額についてですけれども、当初予算では40基分補助金予算を設定しておりましたが、実績として31基で済みそうでございます。それで、この分の620万円という補助金額の減額になったところでございます。

締め切り時期ということですが、事業は4月から始めまして、当然3月年度内に事業が完了することが条件でございます。それで、ことしあたりからなんです、県のほうが2月の県議会段階で既に事業費の確定をしてくれというふうな要望をしております。それで、うちとしましても、当然浄化槽の申請が出てから完成まで数カ月かかるわけですから、1月越えて2月ぐらいから、今からしますと言われても、これはもう事業は間に合わない。そういうことで、今回、既に今のところ締め切った状況というところでございます。

○7番（牟田則雄君）

これは今のペースで、いつか私が質問したみたいにして、30基ぐらいしよっても何十年かかるかわかんような、太良はもう合併槽でいくということを町の方針として決められているんですから、それからいきますと、30基ぐらいのペースでやっていて、1,000個分するにしても30年かかるわけですね。そういうことを考えよったら、せつかく40基組んだなら、なるだけ途中で啓蒙活動をしてでも、予算に該当するような執行をしていただきたいと思うんですが、そこら辺が幾らでもよかという悠長なことを言うておられる状況ならよかばってん、今のところはやっぱり一刻も早く合併槽はしたほうが、海とか、有明海問題も含めてみんなが望んでいることですので、1回だけ回覧で回すとかいうことじゃなく、やっぱり本当にやった方がいいと思うものは何回でも啓蒙活動もしてもろうて、なるだけ予算どおりの執行ができるように頑張ってくださいなんですが、どうですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まさに議員おっしゃられるとおり、新年度に向けて今後、これまで以上の普及促進の啓蒙を図ってまいりたいと思うところでございます。

ただ、いかんせん、この事業そのものが個人さんが浄化槽を設置する工事費を負担されることが前提になって、そのうちの6割程度を国、県、町で補助しているという状況でございますから、あくまで個人さんの主導に基づく事業になってまいりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○7番（牟田則雄君）

商売のことに関連しますので余り詳しいことは言えないんですが、以前言うたごと、例えば、8基まとめてとるなら幾らでやりますよということをメーカーとしては、それは私が直接何社か来ててもろうて交渉したことがあったけん、手出しはほとんどできない、それは公としてはそんなことは言えないとは思いますが、実際問題として、個人負担は生じないぐら

いの工事費で、多分これだけ六十何万円か何とかもらえばできる可能性もありますので、そこら辺は研究していただきたいと思うんですが。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、事業そのものは個人さん主導で行いますから、うちが業者から見積もりをとって、大量にとって安く単価を下げてという、そういう操作ができませんので、そこら辺は御理解いただきたいと。

ただ、当然浄化槽のほうも大分世の中に出回らして、いろんな機種が出てまいておるようでございます。その辺単価等も大分安く出しているところもあるというふうに見受けるところでございます。

○6番（平古場公子君）

歳入のところでいいですかね。

○議長（末次利男君）

はい。

○6番（平古場公子君）

2ページのたばこ税のところですけど、禁煙が叫ばれていますけど、たばこ税がちょっと上がっているというふうに感じていますが、「たばこは町内で」という昔からの言葉がございまして、町内のたばこ屋さん、例えば4軒か5軒かコンビニがありますけど、コンビニもあります。エレナにもありますが、そういったたばこ屋さんとの交渉はどがんっておるとでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えいたします。

たばこにつきましては、個人さんの事業者じゃなくて、JTのたばこの卸のほうから卸した本数、金額、税額に応じて、今現在は2社ですけども、納めていただいているということで、個人の事業者の分はうちから交渉とか、そういうことではないというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○6番（平古場公子君）

そしたら、必ずしも町内から買うぎにゃ、町内にたばこ税が入るということは当たり前だと思いますけど、そういった面で、私たちは仕事に行っておるとですけど、帰ってきたときに何箱か持たせてやります。そういった面で、コンビニとか、あそこら辺からよく買うてくるとですけど、その辺は加算はならんとですかね。

○税務課長（大串君義君）

お答えいたします。

以前にもこういう話が出たと思いますけれども、コンビニにつきましても、太良町内に卸されたたばこというのは、うちのほうの税収に上がってくるということでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

28ページですが、ここにケーブルテレビ施設整備事業で130万円補正で上がっておりますが、これ具体的な内容を説明してください。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

これにつきましては、蕪田地区に基盤整備によります追加事業として、今回、補正に上げさせてもらっております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

このケーブルテレビ回線ですけれども、相当年数がたっておりまして、基盤整備による改修だという説明でしたが、線路の劣化とか、そういった現象というのはまだ今のところ、もう大分長くたっておりますので、ケーブルそのものの劣化現象というのは、町内では見受けられませんか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

町内のケーブルテレビ用のケーブルにつきましては、もう相当年数たっておりますけれども、藤津ケーブルビジョンのほうで管理をしていただいておりますけれども、ケーブル自体じゃなくて、送受信機のほうが更新の時期に来ておりまして、今年度の事業におきましても、3カ年事業で送受信機の更新を今実施しているところであります。27年度、28年度までにおいて町内の送受信機の入れかえ、また、無停電装置のバッテリーの交換とか、そういった更新の事業を3カ年で現在しているところであります。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

このケーブルテレビもかなり大きな金額を導入してできたわけですね。難聴地域の山間部あたりはかなり加入率としては向上していると思いますが、平たん部のケーブルじゃなくても受信できるようなどころではまだ加入率としては低いような感じだと思いますが、平たん部で幾らかでも加入率が上がったのかどうか、現在の平たん部の加入率は何%ぐらいあるのか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

ちょっとそれに関しての資料をここに持ち合わせておりませんが、前回、12月時点

では60%になっていたかとは思いますが、はっきりした数字は後だってよろしいでしょうか。議員のほうによろしいですか。申しわけございません。

山間部については、加入率は先ほど申しましたとおり、ちょっと正確な数字はありませんけれども、年々加入率は落ちている現状でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

43ページをお願いします。

工事請負費の中で合計で5,700万円減額、おのおの橋梁補修のほうで1,700万円、のり面が3,000万円、町道補修が1,000万円という、1,000万円を超える金額が3項目全て減額になっていますが、この理由は何ですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

この減額につきましては、当初予算で工事費が大体幾らかということのまだ計上がわかりません。それで、県のほう、国のほうに予算取りのために5,000万円ずつ予算要求をしておりました。その予算がついた時点で工事を行い、それで、工事が完了した時点で再度補助金を請求するというような形になっておりますので、今年度につきまして、工事が完了した時点で、今の時点で請求を行う時期になっておりますので、その分減額をお願いしているような状況です。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

29ページ、一番上の社会保障・税番号制度中間S V P F利用負担金というふうな文言が書いてありますが、まず、これの内容説明をお願いいたします。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

社会保障・税番号制度中間S V P F利用負担金ということでもありますけれども、この中間サーバーというのが、今回、マイナンバー制度が構築されるに当たりまして、地方公共団体システム機構というのが全国市町の共同で設立された団体であります。そこが所有する、ちょっと説明がしにくいんですが、全国の市町の情報を安全に情報連携するためのデータの置き場所という感じなんですけれども、その中間サーバーを運営するために、全国の市町に利用者負担を取ると、負担していただきたいということで、これは国が当初27年度に予定されておりましたけれども、早期に前倒しということで、国のほうが26年度の補正予算に上げられましたので、当然全国の市町においても26年度の補正予算に上げまして、繰り越しをして27年度に実施するということでもあります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

余り理解できなかつたんですが、住民にとれば、この制度がどのようなメリットがあるのか。それは係長の説明でよろしゅうございますので、これは多分全額補助と思うんですが、我々住民にとってはどのようなメリットがあるのか、お尋ねいたします。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

住民にとりましてどのようなメリットがあるのかということですが、このマイナンバー制度が、ことし27年10月に各個人にマイナンバーが振られます。28年1月から順次このマイナンバー制度の活用が始まります。その活用されるに当たって、個人情報という、その人のいろんな情報を、先ほども言いましたけれども、安全に各市町との情報連携をするに当たって、その情報が漏れないようにするための中間サーバーというシステムが組まれています。だから、非常に説明がしにくいんですけど、秘密保護という観点から全国共同でマイナンバーの運用をします。個人にとっては安全性を第一にということで、そこが一番メリットかなというふうに考えております。申しわけございません。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

一番私が思うのは安全性なんですよね。その安全性が今いろいろなところから個人情報の流出等々もあってありますし、その辺が一番危惧するところですが、公共団体と言っても、今、個人でどのようなシステムでも、人の消したスマートフォンでも引き込みできるようなサーバーもありますし、その辺が私、物すごく不安なんですよね。うちあたりの小さな町から得られる個人情報はそうないと思うんですが、この情報といいますか、マイナンバー制度を導入するに当たって、今後、町負担が出てくるというふうな制度になる可能性はないですか。この制度が全国的にこうやって回っていくために、あなたのところはこだけまだ負担しなさいというふうな制度にはなってくるようなことは思っておりませんか。今、係長のほうでそんだけのこと、まだ私と一緒に、余りわかっている部分があると思うんですが、その辺が出てこないのか、どのように思っておられるのか、お尋ねいたします。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

各個人に対しての負担ということ（「町に」と呼ぶ者あり）町ですか。町に関しましては、ここに上げておりますこの中間サーバーの負担金とか、それから、今でも行っておりますけれども、電算システムのマイナンバーに関しての改修委託料とか、そういったのは発生はいたします。今後も随時改正をされると思いますので、それに係る町の改修費用とかは発生をすることを考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

38ページのし尿処理費のところを見ておりますが、ここに当初予算、補正前の額としては約7,053万3,000円ですか、計上されて、今回、1,029万5,000円ですか、これの減額補正となっておりますが、約14%ぐらいの減額になっているわけですね。減額になった主な理由はこういったことでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

平成26年度当初予算編成時におきまして、鹿島藤津地区衛生施設組合が事業を行っております第2処理場の大規模改修工事、この予算額を7億6,000万円で見積もって負担金の計算をされておりました。実際に入札を行ったところ、最終的な契約額が6億3,000万円で落ちました。それに伴って各市町の負担金も大幅に減ってきたという状況でございます。

○3番（所賀 廣君）

これは運搬車の搬入台数が減ったというわけじゃなくて、建設費の減がこの負担金であるということですね。

○環境水道課長（藤木 修君）

もちろん事業費等々についても幾らかの増減はあるかもしれませんが、それは今のところ私まだつかんでおりませんが、大きな要因としては、今申し上げたところの原因でございます。

○10番（久保繁幸君）

39ページ、一番下の分なんですけど、青年就農給付金、これ当初3,262万5,000円の予算がついていて、またここで補正が上がっておるんですけど、これは何人の方が応募なされて、何人の方に給付され、また、現在何をつくっておられるのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

16名の方の分でございます。これは緊急対策分というようなことで、26年度に補正をいたしまして、27年度に繰り越すと。27年度の補助金が来た時点で前倒しで交付をするということになっております。

品目といたしましては、タマネギ、これが5名ですね。イチゴ、それから、ミカン、アスパラガス、以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

今、26年から27年度の繰り越し、人間が16名ということで、これは1人当たり200万円やったですね。200万円の5年間ということやったですかね。それで、今言われたようにすると、人数的に16名というのが補正では合わないんですが、その辺はどのようになっているんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

1人当たり150万円、半年ごとに75万円でございます。

○10番（久保繁幸君）

ちょっと確認します。そしたら、150万円が16名ということは、この150万円を補正のほうに足したならば、そのような数字になるとですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

再度わかりやすく御説明をさせていただきます。

現計予算が3,262万5,000円でございます。26年度分ですね、歳出見込み額が1,875万円と。今年度分の不用額が1,387万5,000円でございます。緊急対策分が1,537万5,000円ちょうどでございます。1,537万円から今年度分の不用額1,387万5,000円を差し引きますと150万円というように、今回、150万円の追加をお願いしているところでございます。

○1番（田川 浩君）

補正予算書42ページ、観光費、一番下ですね。来TARA得する旅行事業補助金ということで1,500万円上がっておりますけれども、これ議会初日の町長の説明によりますと、町内の旅館等へ宿泊される方に1万円の宿泊のクーポン券を発行すると。そのクーポン券及び広告料等の経費の補助金ということでしたけれども、これ概要的にはその概要でよろしいのでしょうか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この事業につきましては、地方創生の件に関する交付金事業でございます。この交付金事業につきましては、地域消費喚起生活支援型ということで交付金事業を組んでおります。

事業内容といたしましては、先ほど田川議員のほうから言われました、太良町観光協会において、町内の旅館に宿泊された方に、町内、町外を問わず1万円のクーポン券を旅行者に提供するという事業でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

これは国、県の事業といたしますか、全国一斉に用意スタートで多分やる事業かなと思うんですけども、よそもやられるということで、本町としてはどのような差別化をしていく予定なのか、いかがでしょうか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど議員御指摘のように、県、あるいは全国でこのような旅行券事業が展開されます。そのようなことから、差別化を図るにはどうしたらいいかという御質問ですけど、県と国の開催時期を見ながら、あるいは事業実施主体のほうで観光協会と旅館組合のほうにお願いし

なければいけませんので、事業展開につきましては、開催時期を見ながら、再度細部については協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

最後の質問ですけど、大体いつごろから始められて、いつごろで終了する予定なんですか。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えをいたします。

事業展開につきましては、大体町内の観光客、お客さんの少ない時期を考えておりまして、そこら辺のあたりも旅館組合のほうと今後協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第17号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第18号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

山林の6ページをお願いします。

ここが、間伐材等売払収入が増の642万1,000円、そして主伐立木売払収入のほうが減の1,232万円ということで表示されていますが、ここは大体予算そのものが、これは上の間伐材のとは170万円ぐらいしか予算が上がっておらんやったじゃなかですかね。それからいきますと、予算にこれだけの増額といえ、今あがんとしてみたら、812万1,000円の売り上げということになっているんでしょうか。

それと、減の1,200万円で、これは予算よりもちょうど1,000万円減額になりますね。ちょうど1,000万円ですよ。そして25年度の決算からいきますと、大体25年度に518万8,000円間伐材のほうで売上げの決算があって、そして主伐立木のほうが1,820万円ぐらいの、これは25年の決算でなっているわけですね。それで、26年度の予算で上のほうが170万円しか予算に上げていない。これは予算のときにひょっとしたら質問しなければならなかったことかわかりませんが、170万円しか上げておらん。今までずっと400万円、500万円、600万円ぐらいの間伐材の売上げは毎年あってきているわけですよ。これは実績と比べて余りにも違うし、前年、後年の予算、決算を見ても、ちょっと170万円というのは考えられないんですが、これはどういうあれやったのか、ちょっとそこら辺を説明いただきたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、間伐材等売払収入のところでございます。当初予算を立米1,700円の1,000立米というようなことで、議員御指摘のように、若干低く当初予算を見積もっておりました。主伐立木売払収入につきましては、古賀倉のほうなんですけど、当初6.78ヘクタール予定をしておりました。立木調査も何地点かやったんですけど、実際、主伐をかけた段階で、もともとそこは余りいい山ではありませんでした。結果的に4ヘクタールぐらい成長の度合いが悪いというようなことで、大体2ヘクタールの主伐を行うというようなことで、ですから、主伐面積が実際減ったと。そういうことで、これだけマイナスになったというようなことでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

減ったほうのあれはわかったんですけど、170万円しかあがんとしておらんで、例年500万円前後の収入があつておった間伐材のほうの170万円の見込みというのは、どういう見込みをされたのか、ちょっとそこら辺お尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初は公団の分収林等について間伐を行うというようなことで、面積というか、材積が全部で1,000立米ぐらいだろうというようなことで、それで見積もっておりました。1,000立米の立米当たり1,700円というようなことで見積もっておりました。実際、間伐の見込みが分収造林が1,400万円ぐらい、町有林のクヌギ関係が23万円、あと間伐事業で647万円程度の収入の見込みがあるというようなことで、今回、補正で642万1,000円を計上いたしているところでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第18号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（末次利男君）

日程第19. 議案第19号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

7ページのはりきゅうの減額はどのような理由ですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

12月末現在で実績が208万9,000円ほどでございましたので、あと3カ月分を見込んで200万円の減といった形になっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

一時期急激にふえて制限したり何かした部分がありますけれども、それによってかかる人あたりはどのような推移をとっているのかです。多分制限したことによって減ったり何かした分もあろうし、院が3店舗になったというようなところもあろうし、いろいろな要因があると思いますけれども、ここに普通なら結構経費もかかるような状況やったんですけれども、今回、減になったというようなことですが、その辺についてはどのように思いますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

24年度に町内にはりきゅう院ができて急激に利用者がふえたということで、年2回ほど補正をお願いして対応した経緯がありまして、余りにも利用者がふえ過ぎたということで、年度制限を設けさせていただいております。以前までははりきゅう院に受診券を置いて、町民さんが行って、そこに印鑑を打つというような形、制度自体が町内全域に浸透していなかったような趣も、利用される方はどんどん利用されて、していない方は全くされていないという趣もございましたので、今現在は、受給券を年度当初に発行するようにいたしております。

年度制限は設けましたけれども、受給者の数というのは以前からするとかなり普及してきているような感覚を持っております。そういった感じで、当初予算では予算不足に陥らないようにというふうな思いもありまして、ちょっと多目の予算措置をさせていただいております。

実績で申し上げますと、昨年度、25年度の決算では296万9,700円の実績でございます。今回、200万円減をしますので、大体280万円ぐらいの実績見込みを今立てているところでございまして、若干決算見込みは昨年度からすると減にはなってきますけれども、広範囲の方に御利用いただいているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第19号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（末次利男君）

日程第20. 議案第20号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

8ページの療養給付費負担金がふえととばってん、その理由は何ね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

療養給付費負担金の増の理由ということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

療養給付費負担金につきましては、年間3月から2月診療分までを会計年度として、国のほうから負担金として一定約32%をいただくものでございますけれども、3月から10月診療分までの実績と11月から2月までの見込みで申請をいたしたところ、こういった数字になったということで、当初見込みからすると、かなり医療費のほう伸びてきているという現実でこうなったものと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

医療費の伸びについては、今後どのように推移すると考えておられますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

当初予算では大体6.26%の増で見込んでおりましたけれども、上半期では112.9%の増で、第3・四半期では3.64%の増というふうに若干落ちてきておりますけれども、トータル的には1割の増ぐらいで見込んでおります。

以上です。

○1番（田川 浩君）

国保12ページの一番上ですね、特定健康・保健指導委託料が200万円減額になっておりますけど、この理由を教えてください。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

当初見込みでは約55%ぐらいで見込みを立てて予算を計上しておりましたけれども、今、2月現在では受診率が44.2%というふうなところになっておりまして、実績見込みによる減ということで理解していただければと思います。

以上です。

○1番（田川 浩君）

今年度受診率が44.2%ということですかね。ここ二、三年の受診率の推移を教えてくださいませんか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

平成20年度から始まった制度ですけれども、20年から申し上げますと、37.4%、21年が40%、22年が39.4%、23年度が40.4%、24年度が24.7%、25年度が25.2%、26年度は、今現在は44.2%といった状況でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

といいますと、平成20年度に始まってから、一番今年度はよかったということでもいいですか、受診率。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

昨年度の25年度が45.2%で一番よかった状況ではございます。今年度は若干落ちて44.2%。国保の被保険者が年々移動しますので。

○1番（田川 浩君）

済みません。今、課長、24年度が24.7%と言われて、25年度が25.2%と言われたんですよ、私が聞いたときはですね。ということは、もう一遍24年度、25年度、26年度の受診率を言ってもらっていいですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

24年度は42.7%、25年度が45.2%、今年度44.2%です。

以上です。

○1番（田川 浩君）

はい、わかりました。ということは、一番よかった昨年より少し落ちたということですね。

医療費抑制のためには、こういった検診を受けてもらうのが一番だと思いますので、これからも受診率を上げるようによろしくお願いします。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今の受診率のことでちょっとお尋ねですが、12月25日が大体締め切りになっておったでしょう。当日じゃなかったと思うんですが、年寄りの方がその前に受診したいがために受付に行かれたところが、どういう理由かはちょっと聞かなかったんですが、もういっぱいになっていますので、受診することはできませんという、25日以前に行ってそう言われたとやうて、私のほうにちょっと耳に入れさせてもろうたですもんね。そいけん、それが25日まで受け付けたら、日にちは過ぎてでも受診を受け付けるのか、最終的に25日までで全部終わるのか、そこら辺がやっぱり町民の人たちには周知徹底が足らんとかですよ。25日までよろしいということなら、25日まで時間内に来られた方は当然受け付けて、それはあしたでもあさってでも日にちはオーバーしてでも、25日締め切りと決めておるなら、そこを確認したんですが、25日まで何人以内とかなんとか、そういうぴしゃつとした制限があって、それをオーバーして来られて文句言われるのなら、それはやっぱり我々もそういうとに口出しする必要はないと思うんですが、人員制限もない、ただ、25日まで受け付けますという、多分そういう連絡だったと思うんですよ。それで、25日以前に来た人に、もういっぱいになりました。何を基準にいっぱいになったという説明をされたのか。そこら辺が当人さんが全然理解できんでちょっと困っておらしたもんやけん、今の受診率のことで、どうしていっぱいになってできませんという返事が返ってきたのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

ちょっと私も初めて聞く話で、多分医療機関での受診の話だとは思いますが、各医

療機関のほうに問い合わせ、どういった経緯で、そこら辺調査して、今後そういったことがないように医療機関のほうにはお願いをしていきたいというふうに考えております。

ただ、特定健診は6月から始めておりますので、ぎりぎりになる前でなく、なるべく早目に受診をしていただくように広報のほうにも努めていきたいと思っております。

今年度は12月25日まで、ここ数年ずっと12月までということで進めておりますけれども、より受診しやすいように、来年度、27年度からは医療機関さんとも相談しながら、2月までは受診可能の期間を延ばしたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、太良病院事務長、太良病院でそういうことが発生しているんですが、それはどう考えられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

申しわけありませんが、私もそこを把握しておりません。25日当日受け付けまでは受け付けているとは思っていますけど、そのときの患者さんの1日何人という人数制限はしていません。そういったところでオーバーしていた可能性はありますが、済みません。はっきりしたところは把握していません。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、その期日まで来られて、もしそういうふうで、当日の人員がもうオーバーするというときは、それはそれでやっぱり先生の都合もありますから。

ところが、その期日まで来られた人は、やっぱり明るる日か、次の日でもというような、何かそういう手当てがなかったら、期日まで来たばってん、俺はしてもらえんやったと、やっぱりそれに行き当たった人は当然おられるわけですよ。そこら辺の手当てを何とか考えてもらえんかという今話ですので、ただ、その日はそれでいっぱいやったけん、だめですよ。当然明るる日もその年のとはだめということになりますので、それを受ける気がありながら、来てだめやったという人が、やっぱりそういうあれがないように何とかそこら辺を、25日のときには、20日ぐらいまでに来てくださいとか、いろいろそれを前のほうでやるのか、それとも25日以内に来られた人は、25日過ぎてでも受け付けた人はちゃんとしますよというのか、そこら辺の手当てをはっきりしておってもらわんと、25日まで絶対あれというなら、20日までが締め切りですよというような、そういう何か連絡の方法とかをしておってもらえば、そういう問題は出てこないと思うんですが、あくまで人数制限もない、25日までが期日ですよと言われておって、25日に来る人はいっぱいおるはずでもんね。そのところが現実にならなっているから、そうなったときにどういう手当てをするかというのをやっぱり考

えておってもらわんと、特に今みたいにして受診率から何から、町民さんの健康まで考えたら、そこら辺はやっぱりちゃんと皆さんが理解できるような仕組みを考えていただきたいと思うんですが。

○太良病院事務長（井田光寛君）

議員おっしゃるとおり、締め切り日というのはどうしても設けなければならないというところはありますけど、国保のほうとも話し合いをしながら、来年度は受診率が上がるように、町民の皆さんの健康増進に努めていきたいと思えます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

国保8ページの一般被保険者国民健康保険税の歳入のところなんですけど、923万1,000円の減額補正をなさっております。これは節の区分1、区分2を見ればわかるわけですけど、これが以前の滞納分を当てにした滞納分はまだ入らない要素もあるのかないのか、もうちょっと内訳を教えてくださいませんか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

国保税につきましては、まず、国保の被保険者は随時移動がございます。年度当初年間の分の税を見込むというのはかなり厳しいものがありまして、大体前年度の収納額見込みぐらいで当初予算を立てております。実際、今回の減額補正は、1月調定をもとに大幅に減額した分について補正減でお願いをしております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

被保険者の移動というのはわかりますが、今現在で考えられる、ここ1月調定で補正をしたということですが、現在、大まかにつかめる現年度の滞納ですね、それと以前の滞納分、平成25年度分、ここまでで2,600万円ぐらいの未収入があるわけですから、その辺はつかんでいますか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

現年度分はまだ10期分、3月分はまだ納期が来ておりませんので、幾らというのはまだわかっておりません。

ただ、滞納繰越分につきましては、現在、平成26年度の国民健康保険税調定額は3,364万6,895円ということで、それに対して収入済額が1,286万7,347円、収入未済額として2,077万9,548円ということで、2月末現在では滞納繰越分の収納率としては38.24%というようなことになっております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

今、未収入が約2,000万円ぐらいあるということですが、30%台の収納率ですね。これずっと25年度までの未収金を見てみますと、23年、24年、25年とどんどん膨らんできています。300万円台、500万円台、700万円台、今の話からすると、ことしはもしかすると1,000万円ぐらいなる可能性も、3月はあとわずかですので、ここで収入がない場合というのは、ますますこの未収金というのがふえつつあるなという感じがするわけですが、滞納整理機構あたりもあるでしょうけど、相当頑張る必要といたしますか、ますます未収金がふえていく状態になりますので、当然まだ平成26年度の決算審査のあたりも出てくるわけですので、この辺本当に未収金を何とか減らすように頑張ってくださいと思いますが、課長どうです、その辺。

○税務課長（大串君義君）

詳しい数字はちょっと今持ってきておりませんが、国保税につきましては、滞納繰越額は年々減額して、徴収率においても佐賀県で一番徴収率は高いというような推移を得ております。それで、さっき議員がおっしゃられたほど御心配はされないで、年々未納額は減っているというような状況でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

いや、年々減っておると言われますけど、この未収金対策調査表では、23年、24年、25年と年々ふえておるわけですよ、未収金。平成25年度末の残高が2,609万9,391円、年々ふえているわけですが、減少しているというのはどこが根拠で言われているわけですか。

○税務課長（大串君義君）

議員が持っておられる資料がどういうのかちょっと私もわかりませんが、決算では毎年未納額は減っているというような状況でございます。議員が持っておられる分について、いつの時点ととか、いろいろ（「これ25年度の決算資料です」と呼ぶ者あり）そいけん、見方がいろいろあると思いますので、単純に毎年の未納額を見ると減っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第20号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案

に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第21号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第21号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第22号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第22号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の

方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（末次利男君）

日程第23. 議案第23号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第23号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後2時30分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則